

ふじみ市民学コース 行政と市民生活

富士見市のまちづくり現状と課題

杜協が描く新たな地域づくり

障害者と共に生きる

地域づくり

講師 佐藤 陽 氏

十文字学園女子大学 地域連携推進センター副センター長

ボランティア部門 ボランティアセンター長

人間生活学部 人間福祉学科 教授

公開講演会・人権講座

障害者と共に生きる地域づくり

日時 12月 3日（土）午後1時30分～3時30分

会場 鶴瀬コミュニティセンター ホール（鶴瀬公民館）

講師 佐藤 陽氏 十文字学園女子大学 ボランティアセンター長
人間生活学部 人間福祉学科教授

受講生数 42名

瀬戸理事長の挨拶

高齢になると障害を生じることが多く、だれもが安心して暮らせることが大事で、今回の講演で支え合いのまちづくりの現状を知って頂き、そんな街づくりにするか貯めに、皆さんが核となり実践して欲しい。



瀬戸理事長

来賓：富士見市教育委員会 山口教育長よりご挨拶

講師の佐藤 陽先生は明日から人権週間が始まり、当市とのご縁が深く、本日の演題を語るにふさわしい先生です。

当市は、県内で唯一の市立で小中高の養護学校（現特別支援学校）の設立時に多くかかわって頂いておりこれからも関わって頂きたい。

市民大学には、「共に生きる街づくりを目指してコロナ禍にあっても継続して学ぶ機会を提供し続けています。」との謝意をいただきました。



山口教育長

I. はじめに

講師より自己紹介

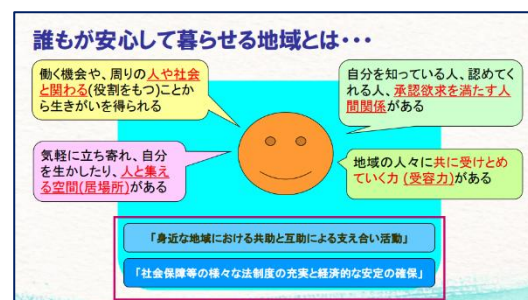
40年前に富士見市で夏の体験学習、市社会福祉協議会でボランティア登録をして障害者団体「アヒル」と関わる。

父母も福祉に関わっており、特に父はむさしの作業所や社会福祉協議会の職員として働いていた。

現在は大学でボランティアセンターを作り学生と一緒に関わっている。

1. 誰もが安心して暮らせる地域とは

- ・就労（経済的な安定の確保）、人や社会とかかわること。それを支える法制度の整備と生活を支える経済基盤が重要＝**社会保障の充実**
 - ・承認要求を満たしてくれる人間関係が必要＝互助や共助
 - ・立ち寄り自分を活かせる人と集える空間＝居場所作り
 - ・地域の人々に共に受け止めていく力（受容力）がある
- ソーシャル・キャピタル



2. 暮らしにある様々な福祉の課題

1) これからの人口動向

国立社会保障・人口問題研究所（2019年）

① 2025年問題：団塊世代が後期高齢者

② 2040年問題：団塊ジュニアが高齢者。ひとり暮らしが40%以上

この時代を支える社会にするのは、今の子ども達が高齢者を身近なものとして接するといけない。＝世代間交流が必須。

全国で始めており、私たちの大学の担当としての志木、新座地区で、学生を中心となり世代を繋ぐ活動を実践している。

2) 暮らしの中に有る課題

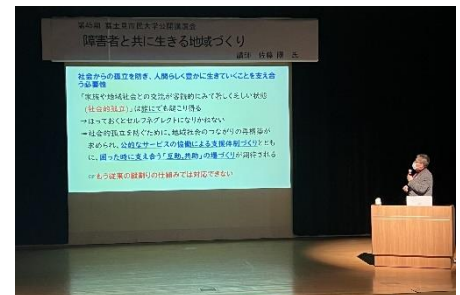
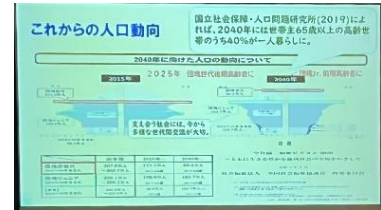
老々（認々）介護、認知症高齢者、老障介護、ヤングケアラー、ワンオペ、ダブルケア、社会的ひきこもり、生活困窮、虐待、ゴミ屋敷、孤立死等、近隣のトラブル、いくつもの課題を抱える個人、家族

⇒身近に相談相手がおらず、「助けて」の声があげられず、地域から孤立して支援につながらない

単身化が進む今後、社会から孤立しがちな人の福祉課題は増えていく

社会からの孤立を防ぎ、人間らしく豊かに生きていくことを支え合う必要性があり、従前の縦割り行政では対応できない。

川越市では縦割りでない行政づくりが始まっている。



3. これからの支援の取り組みについて

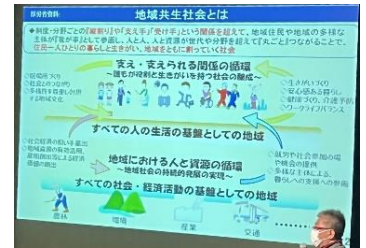
1) 厚生労働省の推進計画

① 骨太方針 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制
(自分ごと、丸ごとの地域を作っていく)

- ・ 国の財政的にみると住民の力を充実していかざるえない側面がある
- ・ 貧困率が高まる（高齢者の困窮状態）…生活保護

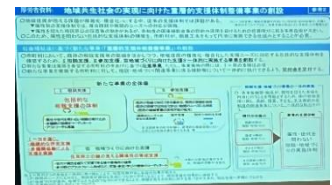
- ・共生型サービス…高齢者と障害者が乗り入れる
- ・公的部分、地域の力とセット→総合支援法・体系的理解

②障害者基本計画	第1条	共生する社会の実現
社会福祉法	第4条	地域福祉の推進 NPO、ボランティア第106条



③地域共生社会とは

- ・すべての社会・経済活動の基盤として社会
⇒地域における人と資源の循環＝地域社会に持続発展の実現
- ・すべて人の人の生活の基盤としての地域
⇒支え・支えられる関係の循環
⇒誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成
※行政が丸ごと行える時代ではない。



地域の方々に協力して頂く、関係作り・環境作りをする時。

④地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

- 高齢者⇒地域包括ケアシステム
- 障害者⇒地域移行・地域生活支援
- 子ども・子育て家庭⇒地域子育て支援拠点（＝子育て世代包括支援センター）
- ※土台としての地域力の強化

2) 人を幸せにするには何が必要か？

①地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

3つの支援業務

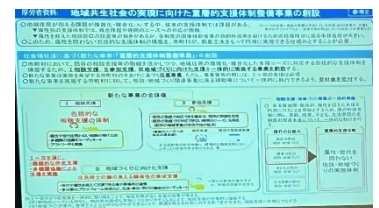
- ・相談支援＝包括的相談の実現
- ・参加支援＝地域での参加支援の実現
- ・地域づくりに向けた向け支援＝住民がお互いの顔が見える体制

②予算を個別事業にではなく

- ・相談・地域づくりの関連事業に一体的に予算を執行

③一体的に実現する事業を創設

- ・属性・世代を問わない相談・地域づくりの実現体制



⇒政府が進めている事業＝社会福祉法第106条に位置付けられている

④富山県で着手→重層的支援体制事業、包括的相談機能を実現

ひきこもりの人たちの見守り、住宅支援、教育、就労地域づくりの支援

3) 埼玉県障害者支援計画について

①埼玉県 第6期（2021～2023年）埼玉県障害者支援計画について

目標：共生社会の実現に向けて 埼玉県 HP 参照

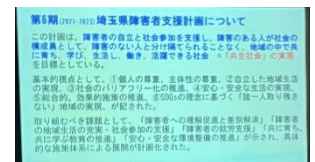
佐藤先生は第6期に引き続き、第7期に向けてワーキングチームにも参加。

障害当事者の発信により

- ・障がいの理解を深め権利を守れるように促進
- ・地域社会を充実させ、社会参加を支援、就労を進め

⇒安心・安全な環境をつくる。

- ・障害者組織D Tさいたま、小中学校への働きかけ、あったかウェルネット→最も身近な市町村を中心に推進する



4. 合理的配慮が法的義務化される今日において

- ・国際障害分類（ICIDH）1980年 医学モデルによると社会参加が妨げられ、社会的不利を被る原因を個人の機能障害に求める「医学モデル」
- ・国際生活機能分類（ICF）2001年 「社会モデル」によると社会参加ができず、社会的不利の状況にある原因を個人の機能障害だけに目を向けるのではなく、様々な福祉用具等により、不便さが軽減され、周囲や社会環境によって障害の環境は変わりうる。

→「障害者権利条約」障害者差別解消法」は「社会モデル」を採用している。



(1) 人生を幸せにするには

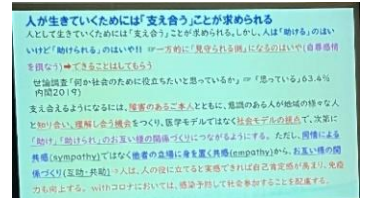
ハーバートのロバート・ウォールディング教授によれば1938年から724人の追跡調査の結果、人を幸福にして健康にするのは「良い人間関係である」→身近な地域で豊かな人間関係づくり

(2) 人が生きていくためには「支え合う」ことが求められる

医学モデルではなく「社会モデル」の視点でお互い様の関係づくり。

人は他者の役に立てると実感（自己肯定感）⇒免疫力が向上。

With コロナに於いては、感染予防をして社会参加するよう配慮する。



(3) 大切なことは本人の目線から見ること一見守りから支え合いへー

例としてゴミ屋敷を周りが掃除をしてもまたすぐに元のゴミ屋敷に戻ってしまう。

→一方的な支援は本人からすると監視と管理に見えかねない

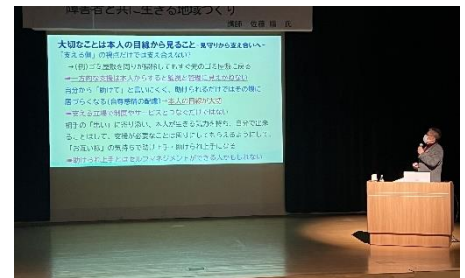
→本人の目線が大切

支える立場で制度やサービスとつなぐだけではない

「お互い様」の気持ちで助け上手、助けられ上手になる。

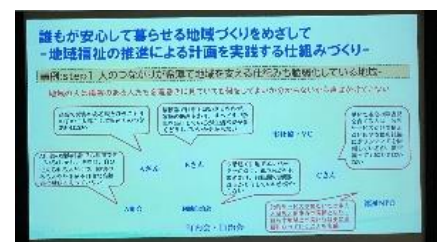
→助けられ上手とはセルフマネジメントができる人かもしれない

事例紹介



step 1：脆弱化している地域

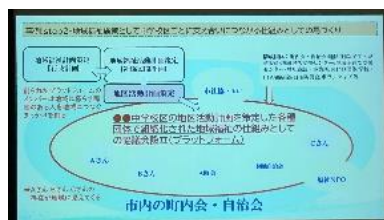
地域の人たちは何をしてもよく分からないので遠巻きにしてみている



Step 2：中学校単位で活動が始まっている

中学校単位での活動計画の策定とプラットフォーム作り

step 3：住民参加と社会資源がつながり「支え・支えられる地域づくり」がはじまる



ふだんのくらしのしあわせ→福祉⇒共に豊かに生きる

地域を支えている自治会・町内会・民生委員・児童委員・地区社協等に組織はコロナ過でも機能している

コロナ禍だからこそ、ちょっとした「おせっかい」で見て見ぬふりをしないで
で支え合いの関係づくりを様々な人たちが皆で分かち合い支え合う

⇒地域のちょっとおせっかいをしてくださる人がキーパーソンになる

＝「共生」が「強制」にならないように配慮をする

⇒お互い様の支え合いの緩やかな人間関係と地域づくりにつながる

⇒住民と専門職で協働して支え合う地域づくりの推進

＝地域共生社会の実現に向けて

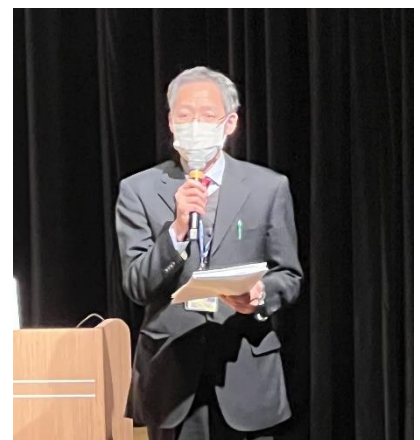
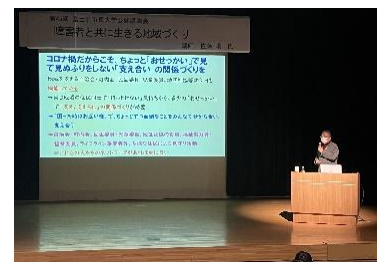
これらに人たちのネットワークが有れば更に良い。

- ・今日も行く場所がある、今日も用事があることが大切

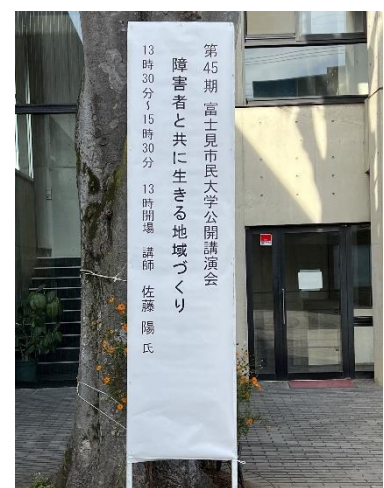
：きょういく、きょうよう

- ・日頃から近所の人への声掛け、見守り
- ・感染防止と三密を防ぐ交流の場（居場所）づくり
- ・世代間交流とともに学び合う場づくり：デイサービスにいる高齢者に将棋を教えてもらう小学生
- ・気軽に相談できる身近な支援体制づくり、世代間を繋ぎ、支援する 包括支援センター 住民と専門職で、地域ごとの支え合いが大事

最後に鶴瀬公民館の中田館長より佐藤先生への感謝と講演会終了の言葉で閉じました。



鶴瀬公民館 中田館長



アンケート集計結果

公開講演会

日 時：令和4年12月3日（土）午後1時30分～3時30分
会 場：鶴瀬コミュニティセンター ホール（鶴瀬公民館）
講 師：佐藤 陽 （あきら）氏
十文字学園女子大学 教授

参加者42名

申込者 20名

当日参加 6

スタッフ 16（理事7、手話関係4、公民館3、講師1）

アンケート集計結果

講演会受講者数 26人
アンケート回収 16人
回収率 61.5%

1. 講演会について

項 目	満足	普通	不満足	合計	満足度
内容について	15	0	0	15	93.8%
講師について	14	1	0	15	87.5%
スタッフの対応について	14	1	0	15	87.5%
合 計	43	2	0	45	95.5%
満足度	64.5%				

不満について

- ・「障害者と共に生きる地域づくり」の題目が、堅苦しい様に思う。題目を「人生を幸せにするには、何が必要か」にすればより多くの人の目を引き、多くの参加者があったのでは。そしてその中で障害者の話をすれば良かったと思いますか？

- ・プリントの字が小さいので読めるようにお願いします。
- ・今日の貴重な講演を聞いた事を、事地域に役立たせるためにの一步が踏み出せないところを、どうするといいか、この辺のところのヒントになる講座はないでしょうか。

2. 来期以降の講座、講演会について、取り上げて欲しいテーマテーマや講師名などを記入下さい

- ・「生き方」「逝き方」
- ・特にありませんが今後もよう様なテーマを取り上げていただくことを楽しみにしてます。
- ・障害者を支える家族のメンタルヘルスについて

3. 本講演をどこでお知りになりましたか。

①	市民大学からのお知らせ	8
②	市民大学 HP	0
③	掲示板ポスター	2
④	市広報	6
⑤	お知り合いからのお誘い	
⑥	その他（鶴瀬公民館 他）	1
合 計		17

4. 回答者の属性について

① 性 別

項 目	男性	女性	他	合計
性 別	7	9	0	16
割合（％）	43.8%	56.2%	0%	100%

② 年 齢

	50歳以下	51～60歳	61～70歳	71歳異常	合計
年齢（人）	2	2	1	11	16
割合（％）	12.5%	12.5%	6.2%	68.8%	100%

③ お住まいの地域

順位	地 域 名	人 数
1	鶴瀬・関沢 地 域	5
2	みずほ台 地 域	3
3	ふじみ野 地 域	2
4	水谷 地 域	1
5	南畑 地 域	1
6	水谷東 地 域	1
7	鶴間 地 域	1
8	渡戸 地 域	1
	計	15

4. 富士見市民大学全体に関する要望など御座いましたらご記入ください。

- ・大変参考になる講演会でした。自分にできることは何かを考え、実践していけたらと思います
- ・貴重なお話ありがとうございました。
- ・障害者の関わり方に限らず、人とのつながりや、支えあいの大切さを学びました。
- ・今回の講演の場があるように、公民館には出会い学びあえる場であってほしいと 思います。
- ・今後も継続した活動を希望します。
- ・精神障害の理解のためにうつ病などの、講演会をお願いします。
- ・今後ともいろんなテーマで人々の学ぶ意欲を手助けする活動をお願いします。
- ・今後とも、今回のような具体的で時勢にマッチした企画をよろしくをお願いします。

障害者と共に生きる地域づくり

NPO法人富士見市民大学

日時 2022年12月3日(土) 13:30 ~ 15:30

場所 富士見市立鶴瀬公民館ホール

十文字学園女子大学 地域連携推進センター副センター長

ボランティア部門 ボランティアセンター長

人間生活学部 人間福祉学科 教授 佐藤 陽

誰もが安心して暮らせる地域とは・・・

働く機会や、周りの人や社会
と関わる(役割をもつ)ことから
生きがいを得られる

自分を知っている人、認めてく
れる人、承認欲求を満たす人
間関係がある

気軽に立ち寄れ、自分
を生かしたり、人と集え
る空間(居場所)がある

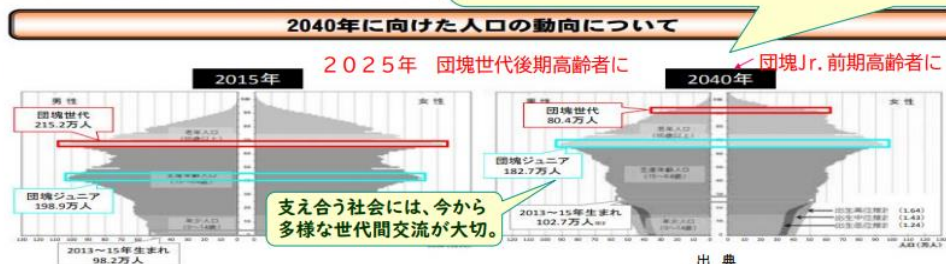
地域の人々に共に受けとめ
ていく力(受容力)がある

「身近な地域における共助と互助による支え合い活動」

「社会保障等の様々な法制度の充実と経済的な安定の確保」

これからの人口動向

国立社会保障・人口問題研究所(2019)によれば、2040年には世帯主65歳以上の高齢世帯のうち40%が一人暮らしに。



	出生数	2015年 ^{※1}	2040年 ^{※2}
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1973～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人 ^{※3} 25～27歳

全社協 福祉ビジョン2020
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして
令和2年2月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

※1 2015年、2040年の各世代人口は年齢別の平均を記載。
※2 国勢調査推計人口は、国勢調査から推定した人口推計の推定値としており、
国勢調査推計人口(推定)を基として推計を算出している。
※3 出生数推計人口(推定)は、出生数推計人口(推定)と推計人口(推定)から算出。
出典：全社協「福祉ビジョン2020」(2020年12月)、「国勢調査推計人口」(2020年12月)、「国勢調査推計人口」(2020年12月)

暮らしにある様々な福祉の課題

老々(認々)介護、認知症高齢者、**老障介護**、ヤングケアラー、ワンオペ、ダブルケア、社会的ひきこもり、生活困窮、虐待、ゴミ屋敷、孤立死等、近隣とのトラブル、いくつもの課題を抱える個人、家族

➡身近に相談相手がおらず、**「助けて」の声があげられず**、地域から孤立して支援につながらない

☞ **単身化が進む今後、社会から孤立しがちな人の福祉課題はますます増えていく**

社会からの孤立を防ぎ、人間らしく豊かに生きていくことを支え合う必要性

「家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態**(社会的孤立)**」は誰にでも起こり得る

→ほっておくとセルフネグレクトになりかねない

➡社会的孤立を防ぐために、地域社会のつながりの再構築が求められ、**公的なサービスの協働による支援体制づくり**とともに、**困った時に支え合う「互助、共助」の場づくり**が期待される

☞ **もう従来の縦割りの仕組みでは対応できない**

骨太方針2016(平成28年6月2日)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(6)障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

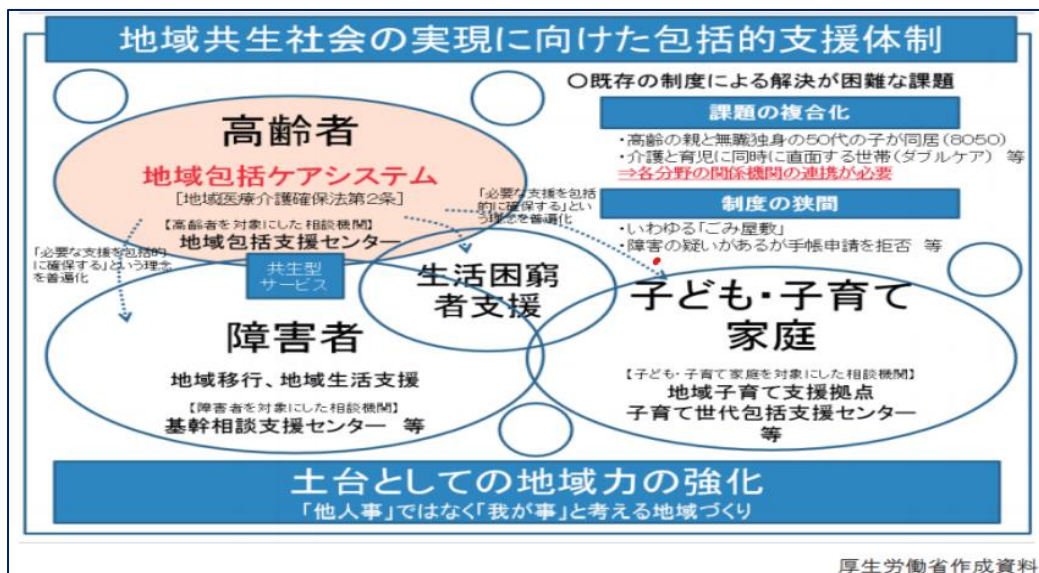
全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。



障害者基本法 第1条「～共生する社会を実現～」

社会福祉法 第4条「地域福祉の推進」

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、**共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。

☞赤字下線部分は障害者基本法第1条と重なる

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が**地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される**ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

☞赤字下線部分は障害者基本法第3条「地域社会における共生等」と重なる

厚生労働省社会保障審議会障害者部会「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針の見直しについて」(R2. 8. 28)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

基本指針見直しの主なポイント

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

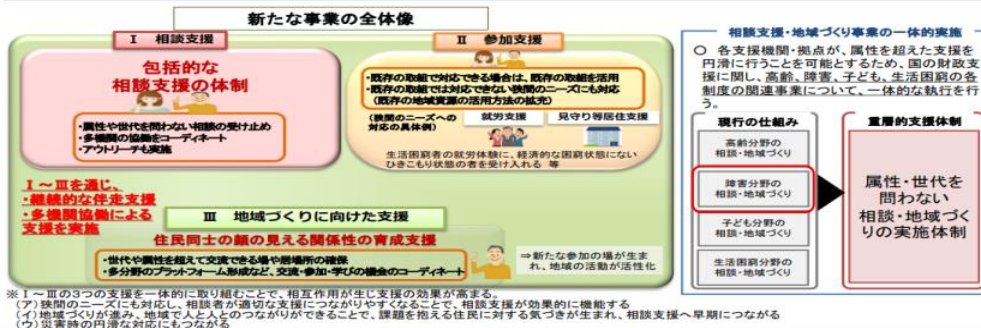
厚労省資料: 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

参考2

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



第6期(2021-2023)埼玉県障害者支援計画について

この計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会 = 「共生社会」の実現を目標としている。

基本的視点として、①個人の尊重、主体性の尊重、②自立した地域生活の実現、③社会のバリアフリー化の推進、④安心・安全な生活の実現、⑤総合的、効果的施策の推進、⑥SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現、が記された。

取り組むべき課題として、「障害者への理解促進と差別解消」「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」「障害者の就労支援」「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」「安心・安全な環境整備の推進」が示され、具体的な施策体系による展開が計画化された。

県の施策体系について 最も身近な市町村を中心に推進する

大枠	中核	小核			
I 理解を深め、権利を擁護	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援	II 就労を進める	1 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と雇用調整の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重症障害者の就労支援
	2 差別解消の推進	同左		2 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 職業教育の充実
	3 権利擁護の取組の充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加	III 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する	1 障害のある児童生徒の教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員の資力の向上 (3) 施設体制、交流及び特設学級の充実 (4) 学校施設の整備
II 地域生活を充実し、社会参加を支援する	1 地域生活支援体制の充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援		2 自立する力の育成	(1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくなるための環境整備
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動サービス等の確保・充実 (2) サービスの質の向上	IV 安心・安全な環境をつくる	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入居支援の機能充実とサービスの向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など		2 保健・医療サービスの充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 精神障害者支援の充実 (3) 保健・医療サービスの充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	4 コミュニケーションの支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報リテラシー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を用いたやさしい情報の提供 (4) 視覚障害者等の読解環境の整備		3 福祉のまちづくりの推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興		4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実

第6期(2021-2023)埼玉県障害者支援計画

障害者や障害者差別に関する理解を深め、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格や個性、命を尊重しながら、地域の中で共に暮らせる共生社会を目指すために、**障害当事者の発信により、障害理解を深め、権利を護れるように促進**できるよう福祉教育を推進し、**共に育ち、共に学ぶ教育環境を整えていくこと**にもつなぎ、地域で自立した生活が送れるよう**地域生活を充実させ、社会参加を支援し、就労支援を進め**、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに、福祉のまちづくりをして、防災・防犯や感染症対策を充実させ、**安心・安全な環境をつくる**。

第6期(2021-2023)埼玉県障害者支援計画

人生を幸せにするには何が必要か？

1938年から724人の追跡調査の結果、ロバート・ウォールディング教授(ハーバードメディカルスクール)によれば、**人を幸福にして健康にするのは「良い人間関係」である**

- 家族、友人、コミュニティ等、周りとのつながりを持っている人は、そうでない人よりも**幸せで健康で長生き**する
- 身近な人たちとの**関係の質が重要**である
- 良い関係は**脳も守る**

👉 **身近な地域で豊かな人間関係づくり**

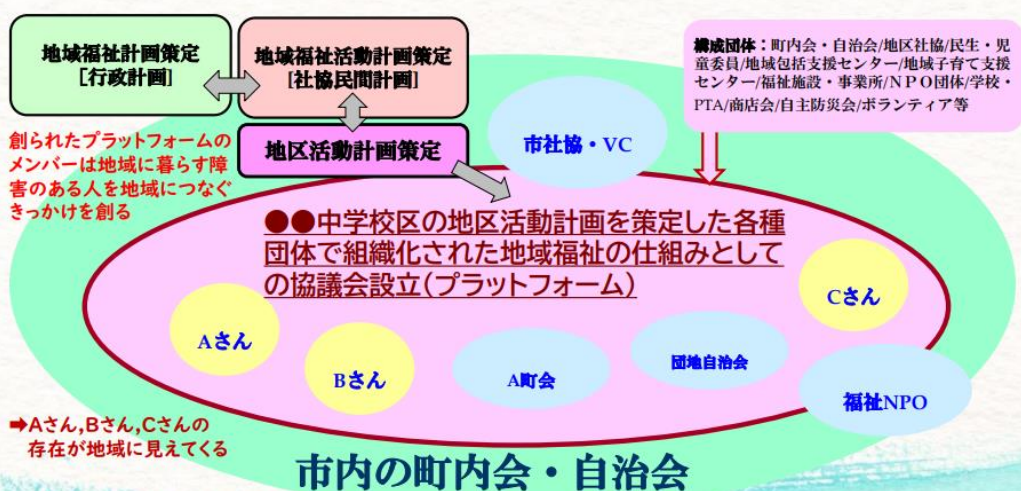
誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして -地域福祉の推進による計画を実践する仕組みづくり-

事例:step1-人のつながりが希薄で地域を支える仕組みも脆弱化している地域-

地域の人は障害のある人たちを遠巻きに見ている何をしてよいか分からないから声はかけてこない



事例:step2-地域福祉施策として中学校区ごとに支え合いにつながる仕組みとしての場づくり



合理的配慮が法的義務化される今日において

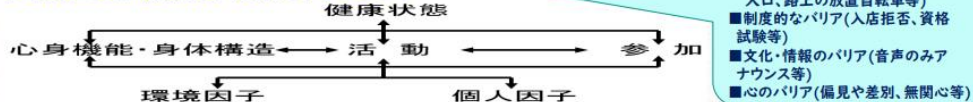
社会参加を妨げられ、社会的不利を被る原因を個人の機能障害に求める「医学モデル」

国際障害分類(ICIDH) 1980

疾患 → 機能障害 → 能力障害 → 社会的不利
変調

社会参加できず、社会的不利の状況にある原因を個人の機能障害だけでなく社会環境に求める(社会の様々な障壁により生じる)「社会モデル」へ

国際生活機能分類(ICF) 2001



「医学モデル」では障害による不便さの状況は変わらない。しかし、「社会モデル」においては、障害者本人の機能障害のみに目を向けるのではなく、様々な福祉用具等により、不便さは軽減され、周囲や社会的環境によって、障害の状態は変わり得る

⇒「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」は、個人の心身の状態を変えるのではなく、社会環境を変えることで障害による不便さを軽減して「社会モデル」を採用している

国際障害分類(ICIDH)によれば

➡(例)「脳出血」で「麻痺」が生じ、「書いたり歩けなくなり」

これまでの事務と営業の仕事が出来なくなり「失職」した

国際生活機能分類(ICF)によれば

➡(例)「脳出血」で「麻痺」が生じたが、「目で入力できるPCで書き」、
電動車いすで「歩ける」ことでこれまでの仕事を「環境改善」
により続けられる」

障害者の声を実を結ぶとき～ 障害者権利条約の締結

※ 障害者権利条約とは

国連総会で、「障害者権利条約」(正式名称:「障害者の権利に関する条約」)が採択されたのは、2006年12月のことです。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための施策等について規定し

ており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、条約の範囲(国別別、平等、社会への包摂等)、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な参加、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっています。

※ 条約作成に至る国際的な経緯

障害者権利条約が採択されるまでに国連では様々な取組が行われました。1975年には「障害者の権利宣言」が採択され、翌1976年には1981年を「国際障害者年」とすることが決議されました。1982年には「障害者に関する世界行動計画」と「国連障害者の十年」(1983年～1992年)決議が採択されました。1993年には「障害者の機

会均等化に関する標準規則」が採択され、障害者の社会的参加を促進するための包括的・総合的な国際条約」決議が採択され、国際条約を起草するための「アドホック委員会」を設置することが決まりました。

※ “私たちのことを、私たち抜きに決めないで”

条約の起草交渉は、原則で行われることが通例ですが、このアドホック委員会では、障害者団体は投票できるだけでなく、投票する機会も設けられました。それは、障害者の間で使われているスローガン「Nothing About Us Without Us」(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)に由来している。障害者が自身に関わる問題に主体的に関与するのを奨励し、それとともに障害者のための条約を起草しようという、国際社会の編成の表れでした。日本政府代表団は、障害当事者を軸に、起草交渉に積極的に関与したほか、日本から延べ200人を超える障害者団体の関係者が国連本部(ニューヨーク)に足を運び、実際にアドホック委員会を傍聴しました。2002年

から8回にわたるアドホック委員会を経て、2006年12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択されました。2008年5月3日、障害者権利条約は、発効の要件が満たされました。



※ “締結の前に、国内法の整備を”

日本は、障害者権利条約が採択された翌年の2007年9月28日に条約に署名しました。一方、条約の締結(批准)については、国内の障害当事者等から、条約の締結に先立ち国内法の整備を始めるべきとする障害者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられました。政府は、これらの意見も踏まえ、2009年12月に内閣府を本部、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に障害者に関する制度改革を進めていくこととしました。これを受けて、障害者基本法の改正(2011年8月)、障害者総合支援法の成立(2012年6月)、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正(2013年6月)

等、様々な制度改革が行われました。このように、条約の締結に先立ち国内の障害者制度を充実させたことについては、国内外から評価の声を聞かれています。



障害者権利条約に署名する閣内主要大臣(5月)

※ 日本の障害者権利条約の締結

2013年6月の障害者差別解消法の成立をもって、一連の障害者制度の充実がなされたことから、同年10月、国会において日本の障害者権利条約の締結について議論が始まりました。そして、同年11月19日には衆議院本会議において、12月4日には参議院本会議において、日本の障害者権利条約の締結が全会一致で承認されました。これを受けて、2014年1月20日、日本は条約の批准を国連に通知し、日本は141番目の締約国・機関となりました。



障害者権利条約の批准を祝う

※ 条約締結後の取組

日本が障害者権利条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されます。内閣府に設置されている「障害者政策委員会」は、国内の障害者施策が障害者権利条約の趣意に即しているかの観点からモニタリングを行うことになりました。また、日本は、2016年6月に条約に基づく義務の履行等につ

いての第1回政府報告を、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に提出しました。今後、同委員会が、その報告の内容について審査を行う予定です。さらに、障害者に関する国際協力も一層促進されることが期待されており、日本は国連の輪やODA等を通じて、世界の障害者の権利向上に貢献していきます。

外務省パンフレットから引用

人が生きていくためには「支え合う」ことが求められる

人として生きていくためには「支え合う」ことが求められる。しかし、人は「助ける」のはい

いけど「助けられる」のはいや!! ☞一方的に「見守られる側」になるのはいや(自尊感情を損なう)➡できることはしてもらう

世論調査「何か社会のために役立ちたいと思っているか」☞「思っている」63.4%
内閣2019)

支え合えるようになるには、障害のあるご本人とともに、意識のある人が地域の様々な人と知り合い、理解し合う機会をつくり、医学モデルではなく社会モデルの視点で、次第に「助け」「助けられ」のお互い様の関係づくりにつながるようにする。ただし、同情による共感(sympathy)ではなく他者の立場に身を置く共感(empathy)から、お互い様の関係づくり(互助・共助)⇒人は、人の役に立てると実感できれば自己肯定感が高まり、免疫力も向上する。withコロナにおいては、感染予防して社会参加することを配慮する。

大切なことは本人の目線から見るこゝ-見守りから支え合いへ- 「支える側」の視点だけでは支え合えない？

→(例) ゴミ屋敷を周りが掃除してもすぐ元のゴミ屋敷に戻る

⇒ 一方的な支援は本人からすると監視と管理に見えかねない

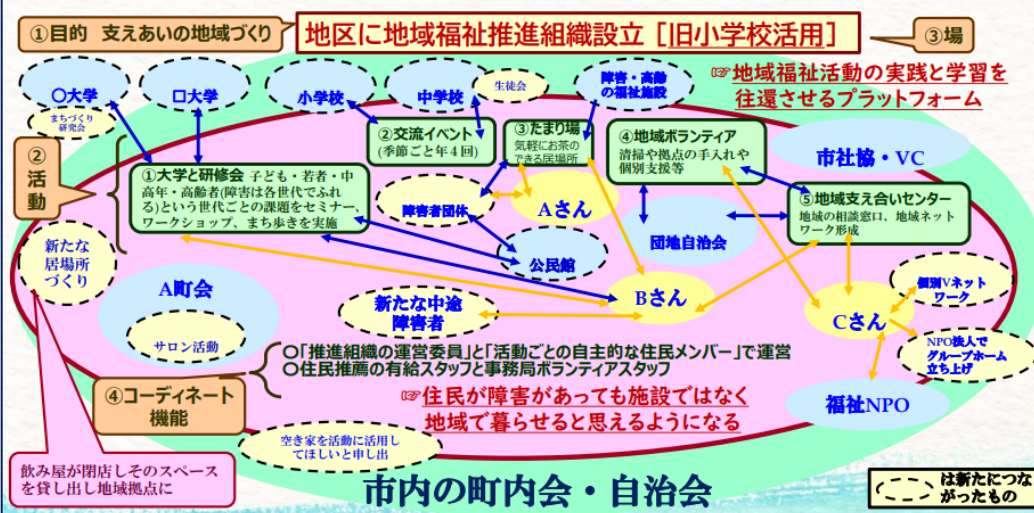
自分から「助けて」と言いにくく、助けられるだけではその場に居づらくなる(自尊心の配慮)→本人の目線が大切

⇒ 支える立場で制度やサービスとつなぐだけではない

相手の「思い」に寄り添い、本人が生きる気力を持ち、自分で出来ることはして、支援が必要なことは周りにしてもらえるようにして、「お互い様」の気持ちで助け上手・助けられ上手になる

⇒ 助けられ上手とはセルフマネジメントができる人かもしれない

事例:step3-住民同士と社会資源がつながり「支え・支えられる地域づくり」がはじまる



コロナ禍だからこそ、ちょっと「おせっかい」で見 て見ぬふりをしない「支え合い」の関係づくりを

地域を支える自治会・町内会、民生委員・児童委員、地区社協等は今日も
機能している

→同じ地域の住民同士で「ほっとけない」気持ちから、多少の「おせっかい」
で「支え、支えられ」の関係づくりが必要

⇒「困った時はお互い様」で、ちょっとずつ面倒なことをみんなで分かち合い、
支え合う

⇒自治会・町内会、民生委員・児童委員、地区社協の役員、福祉協力員・
福祉委員、ライフライン事業者等、多様な住民による見守り活動

⇒これらの人たちのネットワークがあれば更に良い

ごく日常的なつながりを大切に自然な支え合いになるようにすることを大切に
する ③ 全てをサービスにつなげようとしない(人との関係を大切に)

隣人が居間の電気で安否確認、ゴミ捨て当番を手伝ってくれる近所の人等、支える人に
負担感がなければ継続出来るよう支持する

⇒ 近所で気にしてくれている人、声かけ・見守り・支え合いをさりげなくしてい
る人が身近に居てくれるといい ③ 地域のちょっとおせっかいをして下さる方
がキーパーソンになる＝「共生」が「強制」にならないよう配慮は必要

⇒ **お互い様の支え合いのゆるやかな人間関係と地域づくりにつながる**

人は生活の中で、様々な生活課題にであう。その課題を自分や身近な支え合いでは解決
できない時、専門的な生活支援が必要になる。

⇒ **住民と専門職で協働して支え合う地域づくりの促進** (地域共生社会の実現に向けて)

withコロナで互いに支え合う地域づくり(地域福祉)に必要なこと- 今日も行く場所がある、今日も用事があることが大切-

○日頃から声かけ、見守り [早期の情報共有・早期発見・早期対応]

会えば会釈で挨拶、電話で声かけ、手紙の届け、配食活動、お互い様の環境づくり

○感染防止と三密を防ぐ交流の場(居場所)づくり(マスク着用、消毒、受付、座席スペース確保等)

お茶飲み(当事者宅も)、サロン活動(多世代交流)、青空市場、地域の掃除、体操、防災・防犯活動

＝なるべく公園等の野外の活用やオンライン(Zoom等)を活用して実施を可能にしてい

○世代間交流と共に学び合う場づくり [支え合いを理解し実践する人育て]

サロンや居場所づくり→将棋の上手な障害者の方に会いにデイサービスに小学生

外にでにくい方へは手紙や小物を届け、見守りや文通等の交流など

○気軽に相談できる身近な支援体制づくり

歩いて行ける所に気軽に話せる場や電話をして話ができる場づくり。可能な手伝いは地区社協の人たちで
協力し、住民だけでは支えきれないことは社協や専門職につなぐ。しかし、支援を必要としている人を地域か
ら排除しない

ふだんの
くらしの
しあわせ

共に豊かに生きる！